

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

令和 6 年 4 月 1 日
評 議 員 会 決 定

(目的及び意義)

第 1 条 本規程は、公益財団法人東京 2025 世界陸上財団（以下「当法人」という。）定款第 14 条及び第 30 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めるとともに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤とは、原則として当法人を主たる勤務場所とすることをいう。
- 三 評議員とは、定款第 11 条及び第 12 条に基づき置かれる者をいう。
- 四 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 五 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費及び日当を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 当法人は、定款第 30 条の規定により、常勤の役員の職務遂行の対価として報酬及び賞与を支給することができる。

- 2 業務を執行した評議員及び非常勤の役員に対しては、1 日当たり 17,000 円を支給することができる。

(常勤の役員に対する報酬等の額の決定)

第 4 条 当法人の常勤の役員の報酬額は別表 1「報酬額表」によるものとし、各々の役員の報酬額は、報酬額表のうちから、評議員会の決議により決定する。なお、月の中途において就任又は退任若しくは解任となった場合における当月の報酬額は日割計算によって算定するものとする。また、1 円未満の端数は、四捨五入により処理するものとする。

- 2 常勤の役員の賞与支給額は、報酬月額に、支給月数四月を超えない範囲内で評議員会の決議により決定した賞与支給月数を乗じて得た額とする。

(報酬等の支給日等)

第5条 常勤の役員の報酬は、その月の月額全額をもって支給するものとし、支給日は当法人就業規程に定める職員と同様とする。

2 常勤の役員の賞与は、6月及び12月に支給するものとし、支給日は当法人就業規程に定める職員と同様とする。

3 評議員、非常勤の役員に対しては、業務を執行した都度支払うものとする。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金・積立金を加算又は控除して支給する。

(支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって直接本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第7条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担する費用を支払うものとする。ただし、常勤の役員に対する通勤費については除く。

2 前項の費用は、職務終了後支払うものとする。ただし、事前の支払いを要する事情がある場合は、概算払いによることができる。この場合、職務終了後遅滞なく費用の精算をしなければならない。

3 第1項の費用の支給方法は、第6条に準じて行う。

(通勤費)

第8条 常勤の役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

2 前項の通勤費の支給日等及び支給方法については、第5条第1項及び第6条に準じて行う。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 本規程の実施に際し必要な事項は、会長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

本規程は、令和5年7月12日から施行し、令和5年6月30日から適用する。

附 則

本規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 報酬額表

	月 額
第1号	100,000円
第2号	200,000円
第3号	300,000円
第4号	400,000円
第5号	500,000円
第6号	600,000円
第7号	700,000円
第8号	800,000円
第9号	900,000円
第10号	1,000,000円